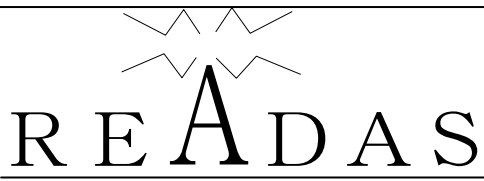


第 5049 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 8月19日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 雑損控除の改正

Q：雑損控除に係る損失金額の算定方法が見直しされたようですが、どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

平成26年度の税制改正で、雑損控除にかかる損失金額の算定方法が見直しされ、次のように取り扱われることとなりました。

【概要】

雑損控除の資産の損失の金額については、その損失の生じたときの直前におけるその資産の価額（いわゆる時価）を基礎として計算することとされていたところ、その資産が家屋等に使用又は期間の経過による減価するもの（いわゆる減価償却資産）である場合には、次に掲げる金額のいずれかを基礎として計算することとされました。

- ①その損失の生じたときの直前における資産の価額（いわゆる時価）
- ②その損失の生じた日にその資産の譲渡があったものとみなして譲渡所得金額の計算をしたときに、その資産の取得費とされる金額（いわゆる簿価）に相当する金額

【資産について受けた損失の金額】

損失を受けた資産が複数ある場合においては、資産の種類ごとに損失の金額を計算するのではなく、個々の資産ごとに「いわゆる時価」又は「いわゆる簿価」を基礎として計算することができます。

